

令和3年度 高収益作物次期作支援交付金申請書受領会開催について

日頃よりJ A事業にご理解・ご協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための緊急事態宣言により売り上げ減少の影響を受けた農業者が行う、次期作に向けた前向きな取組に対する支援の第4次公募が実施されます。つきましては、申請書の受領会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

日時及び会場

(ご都合のつく日時、会場にご参加ください。)

- | | | | |
|------|--------------|------------|-------------|
| ①日 時 | 令和3年7月27日(火) | 9:00~12:00 | 13:00~15:00 |
| 場 所 | 南部営農経済センター | 3階大会議室 | |
| ②日 時 | 令和3年7月28日(水) | 9:00~12:00 | 13:00~15:00 |
| 場 所 | 北部営農経済センター | 2階大会議室 | |

※事業に関する説明会は開催せず、該当者のみ申請書の受領を行います

申請書の提出は

7月30日まで

とさせていただきます

支援対象品目

○全国での対象品目

メロン、つまもの類(わさび、穂じそ等)、香酸カンキツ(すだち、かぼす、ゆず等)、切り花

○埼玉県で追加された品目

うど、かいわれだいこん、ブロッコリー、くわい、ハナモモ(切枝)

**上記の品目を緊急事態宣言の影響を受けた令和3年1月から3月
まで出荷販売した農業者が対象となります。**

上記以外の品目は該当になりませんのでご注意願います。

ご持参いただくもの

- ①令和3年1月から3月の間の支援対象品目の販売実績が確認できる帳票類
- ②①の販売をした対象品目を収穫又は廃棄したほ場が特定できる作業日誌等
- ③対象ほ場が確認できる書類(公的機関が発行した農地台帳や固定資産税課税明細書等)

※申請書は会場に準備いたしますが、農林水産省のHPからご自身で用意いただいても構いません

交付額の算定方法

- ① 支援対象品目の令和3年1月から3月までの売上金額の合計を算出
- ② 支援対象品目の令和3年1月から3月までの出荷面積の合計を算出
- ③ 支援対象品目の基準年（2019年又は直近連続3年以上の平均値）の1月から3月までの売上金額の合計を算出
- ④ 支援対象品目の基準年の1月から3月までの出荷面積の合計を算出
- ⑤ ①と③を比較（②と④の面積に差異ある場合は③の金額を補正）して減収額の80%を算出
- ⑥ ②の面積に支援単価（裏面参照）を乗じる
- ⑦ ⑤と⑥を比較して金額の低いほうが交付金額

イメージ図

参考様式(交付申請金額の計算表)

氏名(取組実施者): _____

1. R3年1月～3月における減収額の8割の金額(交付額の上限)の計算表

- ◆ 対象期間(R3年1月～3月)に出荷した又は廃棄により出荷できなかった品目について記入してください
- ◆ ①欄は「前々年作」、「平年作」どちらかのデータを申請者が選択し○を記入した上で、全ての品目について選択したデータを使用してください
- ◆ 記載する品目に野菜価格安定制度の補給金が交付された場合は、各年の売上額に算入して記載してください
- ◆ ⑤は対象期間(R3年1月～3月)に売上げが減少した品目の、R3年1月から3月までの出荷分に相当する作付面積を記載してください(次期作に取り組む面積の上限となります)

対象期間に出荷又は廃棄し売上げが減少した支援対象品目		ブロックリー			合計
①	○ 前々年作	1月～3月の売上額の合計	1,500,000	円	1,500,000
	平年作			円	
② R3年1月～3月の売上額合計		1,300,000	円	円	1,300,000
③ ①の品目の減収額の合計(①-②)					200,000
④ 減収額の8割の金額(③×0.8) ※100円未満切り捨て					160,000
⑤ R3年1月～3月の出荷分に相当する作付面積 ※合計欄は0.1a未満切り捨て		30.00	a	a	30.00

2. 次期作に取り組む面積に対応する金額

- ◆ ⑥のC、Dに該当する品目は、申請を取りまとめる事業実施主体の事務局等にご確認下さい。
- ◆ ⑦の「合計」の面積は⑤の「合計」欄に記載の数値を上限とします。

次期作で支援対象となる取組を行う高収益作物の品目		ブロックリー			合計 ⑦が⑤の合計を超える数値は認められません(エラーが出ます)
⑥	支援単価(A～D.いずれかを選択) A. 5万円/10a B. 5.5万円/10a C. 25万円/10a D. 80万円/10a ※支援単価は事業実施主体にご確認ください。	5	万円 /10 a	万円 /10 a	
	支援対象となる取組を行う面積(交付対象面積) ※5万円(5.5万円)/10aの取組 ⇒ 1a未満切り捨て ※80万円/10a、25万円/10aの取組 ⇒ 0.1a未満切り捨て ※⑤の「合計」が上限面積となります	30.0	a	a	30.00
⑧ ⑥×⑦ ※合計欄は100円未満切り捨て		150,000	円	0	円
					150,000

基準年の売上額と令和3年の売上額の比較は、面積を同一規模としてください。

例)

基準年の1月から3月の売上額
2,500,000円

1月から3月の出荷面積
50 a

令和3年の1月から3月の売上額
1,300,000円

1月から3月の出荷面積
30 a

基準年の売上金額

$2,500,000 \times 3/5 = 1,500,000$
1,500,000円

お問合せ先

営農経済部営農振興課

048-574-1159

交付申請金額※

150,000

※④又は⑧のうち、
円 いずれか低い金額

～高収益作物次期作支援交付金のご案内～

令和3年1月から3月に発令された新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための緊急事態宣言に伴う影響により売上減少の影響を受けた高収益作物について、国内外の新たな需要等に対応する観点から、次期作に前向きに取り組む農業者を支援します。

今回の支援対象品目となる高収益作物

- ◆ 令和3年1月から3月に、豊作等の影響によらず、緊急事態宣言の再発令により市場取扱金額が平年の2割以上減少した月のある以下の高収益作物
 - 全国で支援対象品目となる高収益作物
メロン、つまもの類（わさび、穂じそ等）、香酸カンキツ（すだち、かぼす、ゆず等）、切り花
 - 埼玉県で追加品目となる高収益作物
うどん、かいわれだいこん、ブロッコリー、くわい、ハナモモ（切枝）

今回の公募での主な変更点

- ①支援対象期間は、緊急事態宣言が発令された令和3年1月から3月
- ②支援の対象となる面積は、支援対象品目のうち令和3年1月から3月に出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかったほ場の合計面積が上限
- ③交付額は、支援対象品目に係る令和3年1月から3月の農業者の減収額の8割が上限
- ④収入保険の加入者は、収入保険の保険金等を算定する際に本交付金の交付額を収入として計上
- ⑤収入保険の未加入者は、加入に向けて共済組合と保険設計の相談等を行うことが要件

支援対象となる農業者

- ◆ 令和3年1月から3月の支援対象品目の売上が、基準年（前々年もしくは平年）の同時期より減少した農業者

【留意点】第4次公募の支援対象は、令和3年1月から3月の緊急事態宣言による影響を受けた農業者が行う次期作の取組です。従って、第3次までの公募で既に交付金を受け取った農業者も第4次公募による支援を受けることができます。

支援内容

◆ 高収益作物の次期作に向けた取組例

- ・ 生産・流通コストの削減の取組
- ・ 種苗、肥料、農薬等の資材の導入
- ・ 土づくり・排水対策等の取組
- ・ 作業環境の改善の取組
- ・ 事業継続計画の策定



被覆資材の導入



空調装置の導入

◆ 次期作の支援単価

- ① 基本単価 : 5万円/10a (中山間地域は5.5万円/10a)
- ② 高集約型品目の単価 : 80万円/10a又は 25万円/10a
 - 単位面積当たりの経営費が著しく高い施設栽培の品目(切り花など)に限ります
 - また、この場合の施設は加温装置(空調装置)又はかん水装置がある施設に限ります(いわゆる雨よけハウスは除きます)

交付対象面積及び交付額の算定

農業者ごとの交付上限額 : 支援対象品目における、令和3年1月から3月の売上減少額(※)の合計の8割 ※基準年(前々年もしくは平年)の同時期と比較

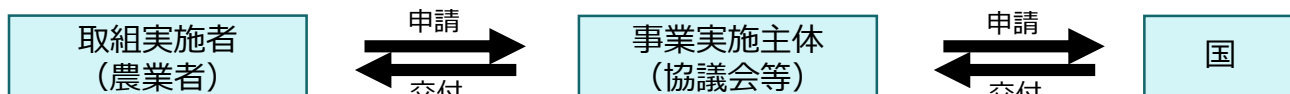
交付対象面積 : 農地台帳及び共済細目書等の公的資料に記載されたほ場面積を基に確認した面積であって、①の面積を上限として②の面積を対象

- ① 支援対象品目の作付面積のうち、令和3年1月から3月の出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかったほ場の面積
- ② 次期作における高収益作物の作付面積のうち、定められた取組項目の中から2つの取組を選んで同一ほ場において実施する面積

◆ 取組実施者(農業者)への交付額

A), B) のうち小さい額 { A) 農業者ごとの交付上限額
B) 交付対象面積 × 支援単価 (5万円/10a、5.5万円/10a、80万円/10a、25万円/10a) }

<事業の流れ>



本事業に関する問い合わせ先

農林水産省 生産局 園芸作物課	☎03-6744-2424	東海農政局 生産部 園芸特産課	☎052-223-4624
北海道農政事務所 生産支援課	☎011-330-8807	近畿農政局 生産部 園芸特産課	☎075-414-9023
東北農政局 生産部 園芸特産課	☎022-221-6193	中国四国農政局 生産部 園芸特産課	☎086-224-9413
関東農政局 生産部 園芸特産課	☎048-740-0434	九州農政局 生産部 園芸特産課	☎096-300-6253
北陸農政局 生産部 園芸特産課	☎076-232-4314	沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課	☎098-866-1653